

令和 7 年度

監 査 結 果 の 概 要

長岡市監査委員事務局

(令和 8 年 8 月)

目 次

第 1	監査・検査・審査の概要	1
第 2	監査・検査・審査を実施した部（局）課及び団体等	2
1	種類別実施数	2
2	実施対象	3
第 3	監査・検査・審査の実施結果	4
1	定期監査	4
2	例月現金出納検査	11
3	決算審査	12
4	定額運用基金の運用状況審査	18
5	健全化判断比率・資金不足比率審査	18
6	財政援助団体監査	19
7	公の施設の指定管理者監査	20
[資料]		
	令和 7 年度監査委員協議会等開催状況	21

第1 監査・検査・審査の概要

監査、検査及び審査は、監査計画に基づき、次のとおり実施しました。

1 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、監査を実施しました。

なお、おおむね3年で全所属が一巡するように実施しています。

2 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項の規定による検査）

会計管理者及び企業出納員の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属するものを含む）の出納事務について毎月末に検査を実施しました。

3 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定による審査）

一般会計・特別会計、下水道事業会計、水道事業会計、簡易水道事業会計、財産区の決算について審査し、意見書を提出しました。

4 定額運用基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

定額運用基金の運用状況について審査し、意見書を提出しました。

5 健全化判断比率・資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

財政の健全化の指標である健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、意見書を提出しました。

6 財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

補助金等の財政援助を与えている団体の当該援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該援助の目的に沿って行われているかについて、1団体の監査を実施しました。

7 公の施設の指定管理者監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

公の施設の指定管理者に対して、団体の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該管理の目的に沿って行われているかについて、1施設の監査を実施しました。

第2 監査・検査・審査を実施した部（局）課及び団体等

1 種類別実施数

- (1) 総数 延べ 35か所、全部局対象 3 件
- (2) 種類別
- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| ① 定期監査(財産区含む) | 1 部、26課、1 事務所、3 支所、3 委員会、
1 財産区 |
| ② 例月現金出納検査 | 3 課、1 財産区 |
| ③ 決算審査(財産区含む) | (全部局) |
| ④ 定額運用基金の運用状況審査 | (全部局) |
| ⑤ 健全化判断比率・資金不足比率審査 | (全部局) |
| ⑥ 財政援助団体監査 | 1 団体 |
| ⑦ 公の施設の指定管理者監査 | 1 施設 |

2 実施対象

監査の種類	対 象	実施箇所数
①定期監査	議会事務局 議会総務課 1 地方創生推進部 広報・魅力発信課 1 D X 推進部 行政D X 推進課 1 総務部 人事課、庶務課 2 地域振興戦略部 地域振興戦略部、栃尾地域事務所 5 中之島支所、栃尾支所、川口支所 市民協働推進部 市民協働課、文化振興課、 4 中央公民館、市民課 福祉保健部 介護保険課、長寿はつらつ課、 3 健康増進課 環境部 環境事業課 1 商工部 産業支援課 1 観光・交流部 観光企画課 1 農林水産部 農水産政策課 1 都市整備部 都市政策課、建築・開発審査課 2 土木部 土木政策調整課、用地課 2 会計管理者 会計課 1 水道局 工務課 1 消防本部 与板消防署 1 教育部 教育総務課、科学博物館 2 子ども未来部 保育課 1 委員会 農業委員会事務局、公平委員会、 3 固定資産評価審査委員会 財産区 川口田麦山財産区 1	
②例月現金出納 検査	会計課、下水道課、水道局業務課、川口田麦山財産区	4
③決算審査 (財産区含む)	(全部局)	
④定額運用基金の 運用状況審査	(全部局)	
⑤健全化判断比 率・資金不足比 率審査	(全部局)	
⑥財政援助団体 監査	すこやか・ともしびまつり実行委員会	1
⑦公の施設の指定 管理者監査	長岡市みしま体育館 (株式会社新潟ビルサービス)	1

第3 監査・検査・審査の実施結果

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査の対象課は、前掲（第2 2 実施対象）のとおりです。

(2) 監査の期間

令和7年4月から令和8年3月まで

(3) 監査の実施内容

監査対象の事務事業が関係法令等に基づき適正かつ経済的、効率的及び効果的に執行されているかを、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務について監査しました。

(4) 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

① 前回監査の結果に対する措置状況

是正改善の取組は適正か。

② 収入事務

収入事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 調定及び収入時期は適正か。

イ 領収証書及び現金出納簿の取扱いは適正か。

ウ 現金の管理は適正か。

③ 支出事務

支出事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 支出負担行為及び支払時期は適正か。

イ 支出の特例による支払方法（前渡資金、概算払等）及び精算等の手続きは適正か。

ウ 検収確認は適正か。

④ 契約事務

契約事務に関する手続き及び時期並びに履行確認は適正か。

ア 関係法令等に基づき処理されているか。

イ 契約の相手方及び選定方法は適正か。

ウ 契約書に必要な条項が記載されているか。

エ 履行確認は適正か。

⑤ 補助金交付事務

補助金の交付事務に関する手続き及び時期並びに事業実績の検査は適正か。

ア 要綱等に沿った事務処理となっているか。

イ 補助事業の実績は交付目的に適合しているか。

ウ 交付時期及び補助額は適正か。

⑥ 財産管理事務

財産の管理は適正か。

(5) 監査の結果

① 件数

区 分	内 容	指導件数
指摘事項	1 明らかに違法又は不当なもの 2 故意又は重大な過失によるもの 3 不経済な行為又は損害が生じているもの 4 その他不適切あるいは妥当性を欠くものであり、 是正又は改善を要するもの	2 件
注意事項	指摘事項までに至らないもので、是正又は改善を要するもの	5 件
意 見	市の組織及び運営の合理化に資すると認める場合、 監査委員の意見として公表するもの 【地方自治法第 199 条第 10 項】	3 件

② 内容

市民協働課

監査の結果	措 置
【注意事項】 委託業務における事前承認がない再委託について 委託契約について、市の事前承認に係る決裁手続を経ることなく業務が再委託されているもの	
【意見】 アオーレ長岡使用料の減免について 公共施設の使用料は、受益者負担の原則により、条例に基づき徴収されている。一方で、公益上必要がある場合や政策目的のために減免されていることも事実である。しかし、減免により受益者に負担を求めない場合、その負担分は市民の税金で賄われることになるため、減免に当たっては、その目的や基準について市民への明確な説明責任が求められる。 アオーレ長岡においては、減免により使用料収入の約8割に相当する額が全額免除されているが、減免基準は公表されていない。また、利用者に一部の負担も求めず全額減免していることで、同一団体の利用であっても、市民体育館大アリーナは有料であるが、アオーレ長岡アリーナは無料となり、類似する施設間で不均衡が生じている。 加えて、アオーレ長岡は、市民協働の交流拠点として10年以上経過し、維持管理経費は増加傾向にある。今後の施設運営については、施設の老朽化に伴う改修経費などの増加により、さらに厳しさを増していくことが懸念される。 したがって、受益者負担の原則を踏まえ、改めて公平性や透明性が確保されるよう考え方を整理し、必要な見直しを検討されたい。	今後策定予定の「第2期 持続可能な行政運営プラン」で検討を進める公共施設全体の使用料の見直しの中で、受益者負担の原則に基づき、公平性や透明性が確保されるよう適正な基準の見直しを検討します。 (令和7年8月7日付け長岡市監査公表第16号)

産業支援課

監査の結果	措 置
【注意事項】 補助金等交付に係る書類の不備について 補助金等の額の確定において、実績報告を受理した場合、交付目的に照らし成果や経費について確認が求められるが、十分に確認できる書類を得ないまま補助金等の額を確定しているもの	

【意見】 補助金等交付に係る事務処理について 補助金及び負担金（以下「補助金等」という。）は、行政課題を解決する有効な手段の一つであると同時に、その成果や費用対効果などについて市民へ説明責任を果たすことが求められる。また、不断の検証や見直しを行うことが重要である。 しかし、産業支援の補助金等については、事務処理の一部に改善を要するもの、補助金等の成果を定量的に確認する視点が不足しているもの、交付団体や交付額が固定化しているもの、剰余金が多額になっているものが散見された。 補助金等が真に必要なのかゼロベースで見直すとともに、公正で透明性の高い行政運営を確保するため、補助金等の目的、対象事業、補助率、対象経費などを明確にした要綱の整備を検討されたい。 また、補助金等については、市全体の統一的な考え方が重要である。補助金等の所管課は、補助金等の適正化に資するガイドラインの整備を検討されたい。	産業支援に関する補助金等の交付の見直し、要綱の整備の検討について 【産業支援課所管】 補助金等の目的、対象事業、対象経費などを明確にするため、補助対象事業の具体的な事項を定める要綱や要領等の作成を令和８年度施行に向けて準備を進めております。 また、行財政運営プランの実施スケジュールに合わせ、これまでの定額補助から事業費補助に切り替えるなどの見直し、事業成果の検証が容易にできる仕組みや補助金が剰余金に回らないような仕組みを検討しております。 今年度から改善できる取組は可能な限り進めており、一部の商工会において、今年度予算をベースとした事業費補助案のシミュレーションを依頼するなど、補助金交付団体の財務状況等を確認しながら、交付団体関係者とも協議をしております。 なお、補助金交付の妥当性や成果について市民に十分ご理解いただけるよう、職員の意識改革含めて取り組んでまいります。 （令和７年８月７日付け長岡市監査公表第16号） 市全体の補助金等の交付の統一的な考え方、補助金等交付適正化に資するガイドラインの整備の検討について 【財政課所管】 補助金等については、交付の申請及び決定等の適正な事務手続き等に関し必要な事項を「長岡市補助金等交付規則」に定めた上で、令和２年度以降は、当初予算編成の際に、目的に即した成果の検証、交付終期の設定や交付先の財務・前年度繰越金等の状況確認等を実施するとともに、交付先団体とも協議・調整しながら不断の見直しを行うことなどとする「基本的な考え方」を全庁に繰り返し通知してきました。また、実際の予算査定の中でも、必要に応じて直接確認してきました。 今後は、適正な執行が各部局・各課において自律的に確保されるよう、こうした「基本的な考え方」等を、予算編成時期のみならず日常から全庁の職員が意識できるようにするとともに、予算の要求及び交付実施にあたっては、各補助金等が「基本的な考え方」等に沿っているか否かを、所管の部長や課長がしっかり確認する仕組みを検討し、各交付先団体の理解も得ながら実施してまいります。 （令和７年８月７日付け長岡市監査公表第16号）
--	---

庶務課

監査の結果	措 置
【指摘事項】 収入の会計年度誤りについて 年度末におけるコピー代及び図書売払いの収入金については、地方自治法施行令第142条第1項第3号により領収した日の属する年度の歳入とすべきところ、収入金を指定金融機関へ払い込んだ新年度の歳入としているもの 必要な措置を講じ、適正な事務事業の執行に努めてください。	年度末におけるコピー代及び図書売払いの収入金については、地方自治法施行令第142条第1項第3号により、領収した日の属する年度の歳入とするべきです。認識をあらため、法令に従って業務を遂行することを関係職員に共有し、次のような対策を講じます。 ・ あらかじめ暦を確認の上、年度末年度初めが週休日となるときには、戦災資料館だけでなく庶務係も共有できるスケジュールに注意喚起を表示する。 ・ 現金払込書の記載例を共有する。 ・ 銀行納入手続きを必要としないキャッシュレス決済の導入を令和8年度中に実施できるよう検討する。 (令和7年9月1日付け長岡市監査公表第18号)

人事課

監査の結果	措 置
【注意事項】 金券類の不適切な受払管理について 駐車場回数券の受払簿において、年度当初及び月末の現物との照合確認が行われていないもの	

科学博物館

監査の結果	措 置
【意見】 有償刊行物の取扱いについて 1 令和7年度企画展有償刊行物「図録」について 長岡市に生息するカブトムシ・クワガタムシの多様性を通じて、長岡の自然環境の豊かさを紹介することを目的に、企画展が開催され、学術教育両面で工夫を凝らして作成した図録は高く評価する。 しかし、1,000冊作成のうち、企画展終了後の在庫は800冊となっている。企画展終了後は販売が低調になることや過去の販売状況をみれば、計画性やコスト意識について課題があったと考える。今後の作成に当たっては、頒布のニーズや実績を分析した上で、適正な作成部数や価格設定について検討されたい。	1 令和7年度企画展有償刊行物「図録」について 令和7年度企画展有償刊行物「図録」については、引き続き、販売促進に努めます。今後の「図録」の作成にあたっては、販売方法などをより工夫するとともに、作成部数や価格設定を見直します。

2 有償刊行物の活用と在庫について 科学博物館全体の有償刊行物在庫は約1万冊で、そのうち75%が作成から20年以上経過している。博物館法では、博物館の事業として「学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること」とされていることを踏まえると、学校教育や社会教育支援の観点から、学校、図書館及びコミュニティセンターへの寄贈など、有償頒布にこだわらない活用も考えられる。 また、長期間在庫となっている刊行物は、保管スペースの圧迫や事務負担を増大させるおそれがある。頒布促進を図った上で、適切な手続に基づいた計画的な処分を進められたい。 3 博物館資料のデジタル活用について デジタル化された資料は、経年劣化がなく、在庫管理が不要になることに加え、インターネット等を活用した教育活動の支援や博物館の魅力発信に期待できる。特に、市内小中学校では、タブレット端末や教育情報プラットフォーム『こめプラ』の活用が進められている。図録などのデジタル資料を約2万人の小中学生に提供できれば、時間や場所を問わず利用できるようになり、学習機会の拡充につながることから、このような活用も検討されたい。 4 有償刊行物に関するガイドラインの整備について 市の有償刊行物に関する基本的な考え方（作成部数、価格、頒布期間、無償頒布の基準、廃棄の基準など）を示したガイドラインがない。刊行物頒布の所管課は、効率的かつ効果的な運用が行われるよう、市の統一的な有償刊行物の取扱いに関する考え方を整備されたい。	2 有償刊行物の活用と在庫について 様々な機会を活用して販売を促進するとともに、割引販売や教育・研究機関への寄贈などを行うことも検討します。保存年限など在庫管理については見直します。 3 博物館資料のデジタル活用について 博物館資料のデジタル化は、貴重なデータの保存管理及び教育・研究活動の支援、魅力発信の観点から不可欠であるため、デジタル技術を活用した業務手法の見直しなどに努めます。 4 有償刊行物に関するガイドラインの整備について 1、2をふまえ、適正な作成部数、価格設定、販売方法、在庫管理などについて、当館における指針を整理します。 （令和8年3月3日付け長岡市監査公表第8号） 【制度所管課 行政管理課】 4 有償刊行物に関するガイドラインの整備について 策定を進めている「第2期 持続可能な行財政運営プラン」においては、市民ニーズの変化に対応した業務再編や、デジタル技術の活用などによる業務手法の見直し、利便性の向上、事務コストの削減を推進する方針としております。 有償刊行物の取扱いについても、この方針を踏まえ、刊行の必要性を含めて検討し、刊行する場合は効率的かつ効果的な作成・頒布が行われるよう、考え方を整理して庁内へ周知します。 （令和8年3月3日付け長岡市監査公表第8号）
--	--

栃尾支所

監査の結果	措 置
【注意事項】 未承認の旅行命令による旅費の支給について 集落支援員（会計年度任用職員）が私有車を公務に使用した際に、旅行命令権者が旅行命令書に承認の押印をしないまま、旅費を支給しているもの	

栃尾地域事務所

監査の結果	措 置
【指摘事項】 予定価格書の未開封とチェック体制の不備について 随意契約に係る見積合せにおいて、あらかじめ決定した予定価格と複数の事業者から提示された見積金額とを比較し、予定価格以内の最低見積事業者と契約すべきところ、封入された予定価格書を未開封のまま、最低見積事業者を契約者として決定している。 市は、このようなミス防止するため、「契約執行事務チェックシート」を用いて、複数人による確認を行うこととしている。しかし、封入された予定価格書が未開封であったにもかかわらず、所属長はじめ複数人の職員が、開封を確認した旨の項目にチェックを入れている。 結果的に、最低見積金額は予定価格を下回っており、契約に影響がなかったとはいえ、このような事態は、事業者選定の公平性や事務の公正性を確保する観点から不適切と認められる。 必要な措置を講じ、適正な事務事業の執行に努めてください。	契約執行事務チェックシートの活用の徹底と契約執行事務に関係しない職員によるチェックを追加し、チェック体制を以下のとおり見直します。 ・ チェックシート活用の徹底として、担当、係長は当然のこと、決裁者である所属長が常に「誤っているかもしれない」という気持ちで時間をかけてしっかりと目視しチェックすることを徹底する。 ・ これまで同一職員が行っていた予定価格の開封と見積り合わせを別の職員が行うこととし、開封ミスを防ぐとともに不正を防止し、事務の公正性を高める。 ・ 支出負担行為時と支払が終わり簿冊に格納する際に、別の関係しない職員が第三者目線でチェックし「済」スタンプを押印することとし、チェック体制を見直す。 なお、上記の対策については、事務所職員に周知徹底し、このようなミスは事業者選定の公平性や事務の公正性を損ない、ひいては市民からの信用失墜につながりかねないことであるという認識を徹底します。 （令和8年2月3日付け長岡市監査公表第6号）

健康増進課

監査の結果	措 置
【注意事項】 領収書の二重交付について 長岡市健康センター使用料については、あらかじめ使用者に納付書を発行し、金融機関において納付した際に領収書を交付している。 その後、所管課は、入金を確認した上で、使用者に使用許可書と領収書が一体となっている様式を交付するが、使用料が納付済であることを示すため、領収書欄に領収金額等を記載し、出納員の領収印を押印して交付していた。 結果として、同一の使用料に対して領収書を二重に交付することになるため、不適切と認められる。	

(6) 事務局指導事項

指摘事項、注意事項に至らなかったもので、監査の過程で正された事務処理誤りは次のとおりです。

事 項	内 容
収入事務	・ 収入金の納期限指定誤りにについて
現金出納事務	・ 現金出納簿の押印漏れについて ・ 現金出納簿の記載漏れについて ・ 現金出納簿確認の不備について
契約事務	・ 見積依頼に当たって消費税表記が予定価格と不整合になっているものについて ・ 消費税の取扱いの指示が不十分な見積依頼について ・ 見積調書の記載誤りにについて ・ 見積調書の見積額の記載誤りにについて ・ 見積調書の契約金額の記載誤りにについて ・ 入札調書の決裁漏れについて ・ 見積調書の決裁漏れについて ・ 見積調書の未作成について ・ 収入印紙の貼付漏れについて ・ 税抜・税込の誤認による不適正な契約手続について ・ 検査調書の決裁手続がされていないものについて
事務決裁	・ 公有財産の貸付けに係る決裁区分誤りにについて ・ 再委託の承認に係る決裁区分誤りにについて ・ 地域おこし協力隊（会計年度任用職員）採用試験の実施に係る合議漏れについて
旅行命令事務	・ 私有車公務使用登録内容の確認不足について

2 例月現金出納検査

(1) 検査の対象及び期間等

会計管理者、下水道課企業出納員及び水道局企業出納員の保管する現金の出納事務について、毎月末に検査を実施しました。

(2) 検査の結果

数値はいずれも正確で、指摘すべき事項はありませんでした。

3 決算審査

(1) 一般会計・特別会計決算審査

① 審査の対象

令和6年度長岡市一般会計決算及び特別会計決算

② 審査の期間

令和7年6月30日から令和7年8月18日まで

③ 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が法令に準拠して作成されているかを確認し、かつ、計数が正確であるかについて、証書類と照査するとともに、関係職員の説明を聴取し、併せて定期監査や例月現金出納検査の結果も踏まえて、予算執行等が適正に行われているかについて審査しました。

④ 審査の結果

歳入歳出決算書等は、法令に準拠して作成され、計数は証書類と符合し、かつ、正確であると認められるとともに、予算執行等は適正でした。

【意見】

令和6年度は、「社会の変化や災害を乗り越え成長し、明るい未来へまっすぐに進む予算」を当初予算の基本方針として、災害に強く誰一人取り残さない安全安心なまちづくり、「新しい米百俵」による人材育成と産業振興「長岡版イノベーション」の推進、長岡を元気にする活動の推進と魅力の発信、効率的で持続可能な行政運営を重点施策とし、各種事業に取り組まれた。

さらに、住民税非課税世帯や子育て世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付事業が実施された。

決算収支の状況は、一般会計では、形式収支、実質収支は黒字となっているが、実質単年度収支は、ここ数年減少傾向にあり、さらに令和6年度は赤字幅が増加している。

財政指標については、実質収支比率は6.9%、財政力指数は0.589と前年度とほぼ同率となっているが、経常収支比率は、ここ数年上昇傾向にあり、さらに令和6年度は大幅に上昇して96.1%となり、財政構造の硬直化が進んでいる。

これらを踏まえ以下の点について留意されたい。

(ア) 令和6年度一般会計決算の実質収支は50億1,276万円で、前年度に比べ0.6%増加しているが、実質単年度収支は赤字幅が増加している。

歳入については、自主財源の主力である市税増の取組強化や収入未済額の削減に向けた徴収体制の一元化、約260億円にのぼる基金の一括運用など、財源確保に向けた積極的な取組を進められたい。

あわせて、歳出については、行財政改革により真に必要なサービスなのかゼロベ

ースで見直し、限られた財源を有効活用することで、基金の取崩しに依存しない持続可能な財政運営に取り組まれない。

(イ) 物価上昇に賃金の伸びが追いつかない事態が続いており、市民生活や地域経済への影響が懸念される。また、少子高齢化や施設の老朽化などへの対応も避けられない課題である。不確実性が増す社会情勢等に対応し、機動的で実効性の高い政策や財政出動が行えるよう、多様なリスクシナリオを用意し、市民の暮らしの安心と安全を確保されたい。

(ウ) 決算審査の前提となっている定期監査等については、リスクマネジメントなどの取組により注意事項が半減していることから、内部統制は一定の効果があったものと評価できる。

しかしながら、職員の減少や業務の多様化・複雑化が進む中、制度や事務の仕組みの更新、部署間の連携は追いついていない。補助金等の適正化、使用料減免の見直し、再委託に係る基準の整備など意見を提出したところであり、今後具体的な改善対応を早期に進められたい。

また、デジタル技術の活用により市民の利便性やサービスの向上を図り、事務処理の自動化などにより職員負担の軽減やミス発生防止に取り組むとともに、成長への貴重な財産である職員の育成強化や働きやすい環境づくりを進められたい。

以上を留意し、今後も、市民生活を豊かにし市政を持続的に発展させていくことを期待する。

(2) 公営企業会計決算審査

① 審査の対象

令和6年度長岡市下水道事業会計決算

〃 長岡市水道事業会計決算

〃 長岡市簡易水道事業会計決算

② 審査の期間

令和7年6月2日から令和7年7月17日まで

③ 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された決算書及び附属書類が、地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを確認するとともに、計数は証書類と符合し、かつ、正確であるかについて審査しました。

また、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」の趣旨に従って経営されているかどうかについて審査しました。

④ 審査の結果

決算書及び附属書類は、法令に準拠して作成され、計数は証書類と符合し、かつ、正確であると認められました。

【下水道事業会計 意見】

下水道は、汚水処理だけでなく、豪雨による家屋の浸水などから被害を防ぐ雨水の処理も担っており、市民の快適で衛生的な暮らしに欠くことのできない重要な社会資本である。

これまで、計画的に汚水処理施設や污水管の整備のほか、浸水対策にも積極的に取り組むとともに、経費節減による維持管理費の抑制に努められてきた。

令和6年度は、下水道事業の中長期的な経営の基本計画である「長岡市下水道事業経営戦略」について、下水道事業をとりまく環境や社会情勢の変化等を踏まえ、投資財政計画等の見直しが行われた。また、浄化槽整備事業特別会計は、下水道事業会計に統合されたところである。

当年度の下水道事業会計を総括すると、汚水処理では、未普及地域の污水管整備を寺泊地域で継続し行っている。処理区域内人口が前年度に比べ1.0%減少し、年間総処理水量は前年度に比べ8.6%増加している。雨水処理では、浸水対策として寿町排水ポンプ場の整備を行うなど、市内各地において排水施設の整備が進められている。

経営状況については、総収益では、令和5年4月に行った下水道使用料の増額改定の効果などにより増加した一方、一般会計からの基準外繰入を抑制したことにより8,358万2,321円減少している。総費用では、管渠費や処理場費などの維持管理費が増加したことなどにより、1億7,675万2,088円増加している。この結果、当年度純利益は、前年度より2億6,033万4,409円減少し、506万5,942円の当年度純損失を繰越利益剰余金で補てんしている。

今後については、人口減少による下水道使用料の減少や近年の物価高に伴う維持管理費の上昇、施設老朽化等に伴う改修経費の急増などにより、事業経営はさらに厳しさを増していくことが想定される。

これらを踏まえ、以下の点について留意されたい。

- ・ 汚水処理については、多額の費用をかけて下水道未整備区域に污水管を整備しても、接続に至っていない状況がある。今後の整備については、住民の意向や地域の実情を踏まえながら整備を進められたい。
- ・ 浸水対策事業については、近年の異常気象により激甚化する災害リスクに備え、引き続き対策を推進されたい。なお、市民自らが行う浸水対策について、既存の補助制度の活用促進を行うとともに、先進事例の調査など検討を進められたい。
- ・ 財政運営にあたっては「雨水公費・汚水私費」が原則であるが、依然として公費に依存しており、経費回収率は86.84%である。経費回収率100%の実現に向けて着実に取組を進められたい。
- ・ 下水道使用料の増額改定にあたっては、施設の老朽化や収支の見通しについて、市民に理解と信頼を得られるよう、分かりやすい情報提供に努められたい。
- ・ 経営戦略については、今後も絶えず検証を行い、着実な取組と適宜更新を実施されたい。

今後も、将来にわたり健全な事業の経営に取り組まれるよう期待する。

【水道事業会計 意見】

水道は、市民の生命と健康を守り、快適な生活を営む上で欠くことのできない重要な社会資本である。これまで、安全・安心でおいしい水を安定して供給していくため、施設の計画的で効率的な維持管理・更新に努められてきた。

令和6年度は、水道事業の中長期的な基本計画である「長岡市水道事業経営戦略」に基づく事業経営の4年目となり、施設運用の効率化、施設の強靱化、持続可能な経営などに向けた事業が実施されている。また、専門的見地や生活者、事業者の目線から意見を聞く懇話会が行われたところである。

当年度の水道事業会計を総括すると、業務状況については、給水人口の減少などにより、有収水量は前年度に比べ1.3%減少している。

建設改良事業では、送配水管等整備事業として、老朽化した配水管の布設替工事をはじめ、大島ポンプ場自家発電設備更新工事のほか、妙見浄水場給水区域拡大事業として、送水管布設やポンプ場整備など、安定した給水と水質の向上に取り組んでいる。

経営状況については、総収益では、人口減少に伴い給水収益が減少したものの、能登半島地震災害応急復旧にかかる費用を派遣先から受け入れたことなどから407万7,567円増加している。総費用では、設備等に係る修繕費や減価償却費が減少したことにより、1億1,415万9,681円減少している。

この結果、当年度純利益は、前年度より増加し、6億7,139万4,146円となっている。

今後については、人口減少により給水収益が減少していくことに加え、施設更新に伴う改修経費などの増加により、事業経営は厳しさを増していくことが想定される。

これらを踏まえ、以下の点について留意されたい。

- ・ 浄水場については、老朽化や人口減少をはじめとする将来予測に基づいた施設の統合や適正な規模への見直しを行い、将来にわたって持続可能な施設整備を進められたい。
- ・ 管路については、老朽化を示す経年化率は年々上昇し類似団体の平均値よりも高い状態が続いている。人工衛星を活用した漏水調査などにより業務効率を高め、適切な維持管理に努めるとともに管路の重要度や、漏水履歴等を踏まえて更新工事を実施されたい。
- ・ 財政運営にあたっては、業務のアウトソーシングやAIの活用など業務の効率化と経費の節減に努めるとともに、更新財源を確保するため、安定的な収益の実現に向け具体的な取組を進められたい。
- ・ 水道料金の改定にあたっては、施設の老朽化や収支の見通しについて、市民に理解と信頼を得られるよう、分かりやすい情報提供に努められたい。
- ・ 経営戦略については、人口減少、物価の動向など社会情勢の変化をとらえ、経営健全化に向け、早急に見直しを実施されたい。

今後も、将来にわたり健全な事業の経営に取り組まれるよう期待する。

【簡易水道事業会計 意見】

簡易水道は、市民の生命と健康を守り、中山間地域等の快適な生活を営む上で欠くことのできない重要な社会資本である。これまで、安全・安心でおいしい水を安定して供給していくために、施設の計画的で効率的な維持管理・更新に努められてきた。

令和6年度は、簡易水道事業の中長期的な基本計画である「長岡市水道事業経営戦略」に基づく事業経営の4年目となり、施設の強靱化、持続可能な経営などに向けた事業が実施されたところである。

当年度の簡易水道事業会計を総括すると、業務状況については、給水人口の減少により生活用水が減少したことに伴い、有収水量は前年度に比べ1.5%減少している。

また、有収率も1.44ポイント減少し、79.42%となっている。有収水量の減少に加え、無効水量の増加により、配水量が増加したことによるものである。

建設改良事業では、送配水管等整備事業として、老朽化した配水管の布設替工事等を実施したほか、浄水場施設更新事業として、中山浄水場の沈でん池傾斜板や明道浄水所の除塵設備の更新等を実施している。なお、管路経年化率は、前年度に比べ0.8ポイント増の11.0%となっている。

経営状況については、総収益5億2,779万4,777円に対し、総費用は4億7,135万7,308円で、当年度純利益は5,643万7,469円となっているが、総収益のうち3億2,609万2,526円が一般会計からの補助金であり、公費に依存する状況となっている。

これらを踏まえ、以下の点について留意されたい。

- ・ 簡易水道事業区域では、人口減少が急速に進んでいる。地域の特性に合わせた、最適な配水方法について検討されたい。
- ・ 施設については、法定耐用年数を超える管路は少ないものの、機械設備の老朽化が進んでいる。優先度が高い資産を選択した上で、計画的な更新に努められたい。また、無効水量の増加は、収益悪化を招く要因であることから、費用対効果を考えながら、原因調査や修繕など検討されたい。
- ・ 財政運営については、人口減少などにより今後の収益増加は見込めない一方で、施設の更新費用は確実に増加するため、資産の長寿命化やスリム化など一層の経費節減に努められたい。また、施設の統廃合や隣接事業体との広域化のほか、特に、上水道への事業統合については先進事例の研究を進め、経営安定化のため様々な運営方法の検討を継続されたい。
- ・ 経営戦略については、社会情勢等変化を的確にとらえ、健全な経営に向けた見直しを早急に実施されたい。

今後も、将来にわたり健全な事業の経営に取り組まれるよう期待する。

(3) 十日町財産区一般会計決算審査

① 審査の対象

令和6年度長岡市十日町財産区一般会計決算

※この審査は、長岡市十日町財産区の解散により、令和7年3月31日をもって打ち切られた決算であり、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間を対象としたものです。

② 審査の期間

令和7年6月30日から令和7年8月7日まで

③ 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が法令に準拠して作成されているかを確認し、かつ、計数が正確であるかについて、証書類と照査するとともに、関係職員の説明を聴取し、併せて定期監査や例月現金出納検査の結果も踏まえて、予算執行等が適正に行われているかについて審査しました。

④ 審査の結果

歳入歳出決算書等は、法令に準拠して作成され、計数は証書類と符合し、かつ、正確であると認められるとともに、予算執行等は適正でした。

(4) 川口田麦山財産区一般会計決算審査

① 審査の対象

令和6年度長岡市川口田麦山財産区一般会計決算

② 審査の期間

令和7年8月27日から令和7年10月3日まで

③ 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が法令に準拠して作成されているかを確認し、かつ、計数が正確であるかについて、証書類と照査するとともに、関係職員の説明を聴取し、併せて定期監査や例月現金出納検査の結果も踏まえて、予算執行等が適正に行われているかについて審査しました。

④ 審査の結果

歳入歳出決算書等は、法令に準拠して作成され、計数は証書類と符合し、かつ、正確であると認められるとともに、予算執行等は適正でした。

【意見】

毎年度、予算と決算については大きな乖離が見られ、豊かな財政状況を活かしきれていないという状況が続いている。また、こうした中山間地域では、住民の高齢化や人口減少は喫緊の課題となっている。

財産区の管理者は、財産の有効活用・維持管理に加え、現状分析と将来予測、今後の在り方について、専門的な知見を入れながら具体の検討を早急を開始されたい。

4 定額運用基金の運用状況審査

(1) 審査の対象

令和6年度長岡市土地開発基金ほか2定額運用基金

(2) 審査の期間

令和7年6月30日から令和7年8月18日まで

(3) 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された各基金の運用状況に関する書類に基づき、計数の正確性及び運用の確実性・効率性について、関係諸帳簿等を照査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査しました。

(4) 審査の結果

審査に付された各基金の運用状況に関する書類の計数は正確であり、それぞれ設置の目的に沿い適正に運用されたものと認められました。

【意見】

土地開発基金は、基金総額8億円で運用されている。保有土地については、早期の処分に努められるよう望むものである。

5 健全化判断比率・資金不足比率審査

(1) 審査の対象

令和6年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び長岡市が経営する公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和7年7月15日から令和7年8月18日まで

(3) 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して作成されているかを確認するとともに、計数は諸書類と符合し、かつ、正確であるかについて審査しました。

(4) 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、数値も正確であると認められました。

【意見】

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、いずれも算定されない。実質公債費比率と将来負担比率は早期健全化基準を下回っているものの、前年度より上昇している。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額が生じていないため、算出されない。

今後も引き続き、財政及び経営の健全性確保に努められたい。

6 財政援助団体監査

(1) 監査の対象

すこやか・ともしびまつり実行委員会（すこやか・ともしびまつり運営費負担金）

(2) 監査の範囲

令和6年度及び令和7年度に長岡市が交付した負担金に係る出納その他の事務の執行状況

(3) 監査の期間

令和8年1月8日から令和8年1月30日まで

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、当該団体に対する補助金等が適正に受け入れられ、かつ、補助の目的・条件に従って支出されているかを検証するため、提出された書類について会計帳簿・証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の監査を実施しました。

(5) 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

ア 補助金等の公益上の必要性からみて、目的、内容は適正か。

イ 補助金等交付の時期、手続きは適正であるか。

ウ 事業計画・予算書、決算書と補助金等申請書、実績報告書は符合するか。

エ 事業は交付条件に従って実施され、十分な効果があげられたか。

オ 定款・会計規程等の整備及び関係帳簿は整備されているか。

カ 会計経理、財産管理は適切か。領収書等の証拠書類は適正に管理されているか。

(6) 監査の結果

監査の結果	措 置
おおむね適正に処理されていました。 なお、準公金の適正な取扱い及び計画的な予算執行について、以下のとおり意見を述べます。 【意見】 1 準公金の適正な取扱いについて 市は、まつりの共催者として企画運営に当たるとともに、その経費として実行委員会に負担金を交付している。また、福祉総務課内に事務局を置き、市職員が会計事務や関係団体との連絡調整などの事務を担っている。 実行委員会は、市とは別組織であり、取り扱う現金は公金に該当しないため、市の会計に関する規則等は直接には適用されない。しかしながら、収入の約9割が市負担金であることに加え、市が事務局を担っていることを踏まえれば、市の公金の取扱いに準じた適正な事務処理が求められる。 このたびの監査では、事務局の市職員が個人名義のクレジットカード、電子マネー及び現金により立替払いを行っているものや、現金出納簿が整備されていない状況などが確認された。事務処理上のミスや不正行為を防止する観点から、準公金の取扱いについて必要な見直しを検討されたい。	1 準公金の適正な取扱いについて 個人による立替払いは行わないこととし、物品購入については請求書や資金前渡による支払いを基本とします。 また、これまで未整備となっていた現金出納簿についても作成を行うなど、市の公金の取扱いに準じた適正な事務処理を実施してまいります。

2 計画的な予算執行について 市は、まつりの経費を年度当初から執行できるように、実行委員会へ概算払いで負担金を交付するとともに、市消耗品の貸付けを行っている。その後、実行委員会は、年度末の予算残額を使って借用した消耗品の一部を購入し、市に返還している。 この貸付けは、予算不足を懸念して行われたものであるが、貸付けに係る契約書又は借用証書は作成されておらず、不正な流用の疑念を持たれかねない。 したがって、実行委員会は予算不足を補うために市消耗品の借用に依存するのではなく、まずは限られた予算の範囲内で事業内容や収支計画の見直しを行った上で、計画的な予算執行を検討されたい。	2 計画的な予算執行について 今後は、予算の範囲内での事業内容の検討や実施を行ってまいります。 収入が減少する中、物価高騰により歳出が増額しているため、計画的な予算執行に加え、まつりの内容や運営方法の見直しも含めた検討も行ってまいります。 (令和8年5月8日付け長岡市監査公表第11号)
--	--

7 公の施設の指定管理者監査

(1) 監査の対象

長岡市みしま体育館（株式会社新潟ビルサービス）

(2) 監査の範囲

令和6年度及び令和7年度公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

(3) 監査の期間

令和7年10月6日から令和7年10月31日まで

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、会計帳簿・証拠書類の照合のほか、必要と認めるその他の事務の執行の監査を実施しました。

(5) 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

ア 施設管理は、条例及び規則の定めるところにより適切に行われているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金制をとっている場合は、利用料金の設定等は適正に行われているか。

エ 利用促進のための努力は行われているか。

オ 施設の管理に係る管理規程・経理規程等の諸規程は整備されているか。また、安全管理は適正に行われているか。

カ 施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳及び領収書類の整備、保存は適切に行われているか。また、収支会計経理は適正に行われているか。

キ 所管課における業務の履行確認及び事業に対する指導監督は適切に行われているか。

(6) 監査の結果

適正に処理されていきました。

[資料]

令和 7 年度 監査委員協議会等開催状況

開催日	主 な 議 題
4 月 4 日	・ 4 月定期監査実施課ヒアリング ・ 2 月実施定期監査結果 ・ 12 月実施定期監査結果 ・ 財政援助団体監査の監査結果 ・ 出資団体監査の監査結果に基づく措置状況
5 月 8 日	・ 5 月定期監査実施課ヒアリング ・ 12 月実施定期監査講評 ・ 財政援助団体監査講評 ・ 3 月実施定期監査結果
6 月 3 日	・ 12 月実施定期監査の結果に基づく措置状況 ・ 3 月実施定期監査講評 ・ 4 月実施定期監査結果 ・ 財政援助団体監査の結果に基づく措置状況
6 月 23 日	・ 4 月実施定期監査結果 ・ 令和 6 年度下水道事業会計の決算概要説明（土木部長） ・ 令和 6 年度水道事業会計及び簡易水道事業会計の決算概要説明（水道局長）
7 月 10 日	・ 3 月実施定期監査の結果に基づく措置状況 ・ 4 月実施定期監査講評 ・ 5 月実施定期監査結果 ・ 令和 6 年度下水道事業会計決算審査及び意見書の審議 ・ 令和 6 年度水道事業会計決算審査及び意見書の審議 ・ 令和 6 年度簡易水道事業会計決算審査及び意見書の審議
7 月 17 日	・ 令和 6 年度一般会計・特別会計決算収支状況及び資金収支状況等の概要説明（会計管理者） ・ 令和 6 年度一般会計・特別会計の決算概要説明（財務部長） ・ 令和 6 年度公営企業会計決算審査意見書の確認（決定）
8 月 7 日	・ 4 月実施定期監査の結果に基づく措置状況について ・ 5 月実施定期監査講評 ・ 令和 6 年度一般会計・特別会計決算審査及び意見書の審議 ・ 令和 6 年度定額運用基金の運用状況審査及び意見書の審議 ・ 令和 6 年度十日町財産区一般会計決算審査及び意見書の審議（決定）
8 月 18 日	・ 令和 6 年度健全化判断比率・資金不足比率審査及び意見書の審議（決定） ・ 令和 6 年度一般会計・特別会計決算及び定額運用基金の運用状況審査意見書の確認（決定） ・ 市長と監査委員の意見交換会について

開催日	主 な 議 題
9 月 1 日	・ 9 月定期監査実施課ヒアリング ・ 市長と監査委員の意見交換会について ・ 5 月実施定期監査の結果に基づく措置状況について ・ 市長と監査委員の意見交換会
9 月 22 日	・ 住民監査請求について
10 月 3 日	・ 10 月定期監査実施課ヒアリング ・ 令和 6 年度川口田麦山財産区一般会計決算審査及び意見書の審議（決定） ・ 住民監査請求について
10 月 10 日	・ 住民監査請求について
11 月 4 日	・ 11 月定期監査実施課ヒアリング ・ 9 月実施定期監査結果（審議継続） ・ 9 月実施（財産区）定期監査結果 ・ 施設視察 長岡市立かわぐち保育園 長岡市立科学博物館
12 月 3 日	・ 12 月定期監査実施課ヒアリング ・ 9 月実施定期監査結果 ・ 10 月実施定期監査結果
1 月 7 日	・ 1 月定期監査実施課・財政援助団体ヒアリング ・ 9 月実施定期監査講評 ・ 10 月実施定期監査講評 ・ 11 月実施定期監査結果 ・ 公の施設の指定管理者監査の監査結果
2 月 3 日	・ 2 月定期監査実施課ヒアリング ・ 11 月実施定期監査講評 ・ 12 月実施定期監査結果 ・ 10 月実施定期監査の結果に基づく措置状況について ・ 令和 8 年度監査計画についての意見交換
2 月 18 日	・ 令和 8 年度監査計画について（決定）
3 月 3 日	・ 3 月定期監査実施課ヒアリング ・ 1 月実施定期監査結果 ・ 1 月実施財政援助団体監査の監査結果 ・ 9 月実施定期監査の結果に基づく措置状況について